

私共の争議は親子互讓の精神に則りまして  
第三者を煩はさずして解快を付け度いと申つて居りましたが此日のよふな次第に有りましたのは殊に痛心に耐へません而して今後の対策も何等講究しては居らないうえありますから  
只今の御相談に對しましては茲に仰即答  
し兼ねます本日は一應引き取りまゝく團員諸君とよく打合せ致しました上仰答致し

ますから明三十一日正午十二時迄待てて戴き度い  
のがあります  
左の御答に接しまして私は更に次の如く御相談  
を致しまして御了解を得ました  
皆さん方が團員諸君と親しく御打合せの上御  
迷惑を下さると云ふ事は至極御尤もります乍  
然若し私共が仲裁に入らざる事を御承諾下さることとなりますがならば今後一度は御相談を致す  
事がありますと心ひます故に其節は御相談皆さんがおなじ様に皆さんは團員諸君の全權を貰ひて御出席を  
願ひ度いのであります  
右の御相談がすみまして荒尾町長より團員